

小平市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

小平市教育委員会

目 次

1 計画の趣旨、現状.....	1
2 目標	2
3 計画の期間.....	2
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、平成31年3月に「小平市立学校における働き方改革推進プラン」を定め、働き方改革を推進してきましたが、本プランを見直し、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものです。

第二次小平市教育振興基本計画で掲げる目指す人間像「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人」の実現には、教職員一人ひとり心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念することが大切です。そのために、自身の力を最大限に発揮できる環境の整備や働き方改革を通して、創出された時間で子どもたちと向き合う時間や教材研究等の時間を確保し、教職員に求められる資質を向上させることが必要です。

小平市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員の長時間労働の改善及び業務負担の軽減に取り組むとともに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果的な働き方改革を進めます。これにより、教職員一人ひとりの心身の健康維持の実現と学校教育の質の維持向上を図り、小平市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指します。

(2) 小平市の現状

小平市では、学校の教職員の在校等時間の上限を定める方針として、「小平市立学校における働き方改革推進プラン」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

① 時間外在校等時間

これまでの取組として、出退勤システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図ったほか、校務支援システム等のICTの活用による業務の効率化や効率的、効果的な研修・会議の実施、勤務時間外の留守番電話の導入など、様々な取組を実施してきました。

こうした取組の結果、本市における教職員の令和6年度時間外在校等時間の状況は、次のとおりとなりました。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月26.0時間	16.8%	0.7%
中学校	月33.1時間	38.3%	3.4%

- ・時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校で30%以上と多くなっています。中学校では、特に部活動指導等の業務負担が大きく、部活動の休養日の完全実施、外部指導員の活用、部活動地域移行等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

② ストレス状況・要因

これまでの取組として、ストレス状況を調査し、ストレス要因を分析し、教職員にとってストレス要因となっている業務等の把握に努め、それらの業務等の改善や支援に取り組んできました。

こうした取組の結果、本市における教職員の令和6年度ストレス状況・要因の状況は、次のとおりとなりました。

【令和6年度のストレス要因分析】

※1人2個までの複数選択回答式による主なストレス要因

ストレス要因	小学校	中学校
部活動指導	0.0%	9.9%
児童・生徒対応	11.1%	12.1%
保護者対応	13.0%	9.9%
事務的な業務量	11.5%	16.1%
家庭やプライベートの問題	9.0%	7.0%
特になし	15.1%	8.8%

- ・小・中学校ともに、児童・生徒対応及び事務的な業務量が高く、中学校は、部活動指導が高くなっており、これらの要因を解消する取組を重点化していく必要があります。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします。
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にします。【11.6%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下にします。(全国平均100)【88】
- ・ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を90%以上にします。【89.4%】

3 計画の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、前述「1（2）小平市の現状」を踏まえ、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組みます。

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務		ストレス要因
放課後から夜間などにおける校外の見守り、児童・生徒が補導された時の対応 【3分類②関係】	- 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。 - 小平警察署との連携において、補導された児童・生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことの認識を共有します。	児童・生徒対応
地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 【3分類④関係】	地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）等が中心となって行うものとします。	事務的な業務量
保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 【3分類⑤関係】	学校が保護者対応等での問題が大きくなる前にスクールロイヤー等へ相談し、解決できるよう積極的な活用を促します。	保護者対応
勤務時間外及び休憩時間の対応	教職員の対応時間は、原則、勤務時間（休憩を除く）内であること及び勤務時間外の電話受付は自動応答とすることを、各校がC S（学校経営協議会）において認識を共有し、保護者・地域へ発信します。その際、保護者・地域向けの共通の周知内容は教育委員会が作成します。 ※勤務時間（8:15-16:45）、休憩時間（15:45-16:30）学校により前後あり	- 児童・生徒対応 - 保護者対応
② 教師以外が積極的に参画すべき業務		ストレス要因
調査・統計等への回答 【3分類⑥関係】	- 入力フォーム等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。 - 教職員の専門性に深く関わるもの以外は、副校長補佐が回答を行うか、学校から提出された様々な調査報告等を活用し、可能な限り教育委員会が回答します。	事務的な業務量

ICT 機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理 【3分類⑧関係】	・ I C T機器等の日常的な保守・管理は民間事業に委託します。 ・ デジタル利活用支援員を、必要に応じて積極的な活用を促します。	・ 事務的な業務量
部活動 【3分類⑬関係】	・ 顧問教員の負担軽減を図るため、部活動指導員や外部指導員を活用します。 ・ 部活動を地域が主体となった地域クラブ活動へ展開していく取組を推進します。	・ 部活動指導
③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務		ストレス要因
授業準備 【3分類⑮関係】	・ スクール・サポート・スタッフやエデュケーションアシスタントを配置し、教員以外が授業の準備を行える体制を整えます。 ・ 教員の求めに応じて学校司書が行っている、授業で使用する図書の準備や児童に対する読み聞かせについて、業務の充実を図ります。	・ 事務的な業務量
学習評価や成績処理 【3分類⑯関係】	・ 学校の実情に応じて、令達予算により導入している採点ツールについて、導入・活用の情報共有を図ります。 ※ 使用の際は、ソフト面・ハード面のセキュリティーに関するルールの徹底を図ります。	・ 事務的な業務量
学校行事の準備・運営 【3分類⑰関係】	・ スクール・サポート・スタッフやエデュケーションアシスタントを配置し、教員以外が学校行事の準備を行える体制を整えます。	・ 事務的な業務量
支援が必要な児童・生徒・家庭への対応 【3分類⑱関係】	・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員を配置し、支援が必要な児童・生徒の対応に当たります。 ・ 学校が保護者対応等での問題が大きくなる前にスクールロイヤーへ相談し、解決できるよう積極的な活用を促します。	・ 児童・生徒対応 ・ 保護者対応
事務的な業務への対応	・ 副校長補佐、特別非常勤講師、スクール・サポート・スタッフ、エデュケーションアシスタント、学習補助員が担える業務内容を明確にし、十分な活用を促します。	・ 事務的な業務量

(2) 学校における措置の推進 【カッコ内は令和6年度の数値】

学校において以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を上回って（余剰時間5単位時間を目安）編成されている場合には、効果的、効率的な指導となっているか見直します。
- ② 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、時程表の工夫を行います。
- ③ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化や服務管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を75%以上にします。【70%】

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組 【カッコ内は令和6年度の数値】

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組みます。

- ① 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた教職員に対しては、医師による面接指導など必要な取組を行います。
- ② 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組みます。
- ③ ストレスチェックの実施率を85%以上にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図ります。【65.1%】
- ④ 心身の健康問題について、各校において東京都教職員アウトリーチ型相談事業を推進するとともに、必要に応じて面接指導医等による保健指導を受けるよう促します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議に報告します。
- ・ 学校での児童・生徒の支援に当たる専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに東京都教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周

知し、積極的に活用するよう促します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校経営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

- ・ 保護者、地域の理解と協力を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各団体等に対して、本市における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組みます。